

令和2年度 第1回 いじめ対策総点検 評価表

学校名 : 佐渡中等教育学校

訪問日時 : 令和2年9月8日(火) 10時 ~ 12時

対応者 : 校長 教頭 推進教員 生徒指導主事

訪問者 : 久保 副参事指導主事 山中 指導主事

	いじめ対策 4つの視点 から	評価基準		評価基準		評価欄
1	学校の組織力 の強化	1-(1)	管理職が積極的に対応の 検討と決定に加わっている	A	一次判断後の協議に管理職が入り、具体的に指示をしている	B
				B	管理職は推進教員や生徒指導部長等の考えを追認するだけである	
C	管理職に報告されずに動き出している					
2	教職員の意識 改革と指導 力・対応力の 向上	2-(1)	職員研修の内容を精選し ている	A	職員朝会で情報共有する前に、学年、教科担当、部活動顧問など関係する職員と情報共有をしている	A
				B	職員朝会等で情報を共有する	
				C	情報を共有していない	
3	相談しやすい 体制	3-(1)	相談窓口の周知	A	生徒及び保護者に自校の相談体制を周知し、各種相談窓口も周知している	A
				B	各種相談窓口を周知している	
				C	各種相談窓口の周知ができていない	
4	保護者との連 携	4-(1)	被害生徒の保護者への連 絡を協議し、当日中に連 絡している	A	保護者への連絡について協議し、当日中に保護者に連絡する	A
				B	保護者への連絡について協議している	
				C	保護者への連絡について協議していない	
		4-(2)	SNSの危険性について保 護者へ啓発を行っている	A	講話や研修会及びプリント配付等、複数の取組を行っている	A
				B	講話やプリント配付等、1種類の取組を行っている	
				C	啓発を行っていない	
4-(3)	いじめ事案については被 害、加害児童生徒双方の 保護者との情報共有が行 われている	A	特別な事情を除き、いじめられた児童生徒その保護者に、学校が児童生徒を守ることを説明し、被害、加害児童生徒双方の保護者との情報共有が必ず行われている	A		
		B	特別な事情を除き、被害、加害児童生徒双方の保護者との情報共有が行われている			
		C	特別な事情なく、被害又は加害児童生徒の保護者に情報共有しないことがある			
5	その他	5-(1)	マイスクールライフサ ポートブック(学校独自 ページ・全県共通ペー ジ)を活用している	A	学校独自ページをHPに掲載し、全県共通ページのURLも載せている。加えて活用状況が明確である	A
				B	学校独自ページをHPに掲載、又は全県共通ページのURLを載せている	
				C	学校独自ページ及び全県共通ページのURLを載せていない	
自己点 検	教職員の意識 改革と指導 力・対応力の 向上	教職員がいじめ防止対策 推進法2条を理解してい る		A	9割以上の教職員がいじめ防止対策推進法2条を理解している	B
				B	8割以上の教職員がいじめ防止対策推進法2条を理解している	
				C	いじめ防止対策推進法2条を理解している教職員が8割未満である	
		教職員がいじめ防止対策 推進法23条を理解して いる		A	9割以上の教職員がいじめ防止対策推進法23条を理解している	A
				B	8割以上の教職員がいじめ防止対策推進法23条を理解している	
				C	いじめ防止対策推進法23条を理解している教職員が8割未満である	
		教職員がいじめ防止対策 推進法28条を理解して いる		A	9割以上の教職員がいじめ防止対策推進法28条を理解している	A
				B	8割以上の教職員がいじめ防止対策推進法28条を理解している	
				C	いじめ防止対策推進法28条を理解している教職員が8割未満である	